

序文

1. 国際協力機構（JICA）による円借款事業において、コンサルタントの雇用と資機材・役務の調達は、「円借款事業のコンサルタント雇用ガイドライン」（以下、コンサルタントガイドライン）と「円借款事業の調達ガイドライン」（以下、調達ガイドライン）に基づいて行われます。
2. コンサルタントの雇用と資機材・役務の調達において生じる問題は、円借款事業の円滑な実施を妨げる、最も顕著な要因の一つです。
3. このハンドブックは、コンサルタントガイドライン、調達ガイドラインに明記された一般原則と手続きの適用と解釈が、円借款の借入人¹により一層理解されることを目的として作成されており、二つのガイドラインを条項毎にその適用と解釈の解説を付して掲載しています。
4. このハンドブックが、借入人の円滑な調達手続き実施と、それによる円借款融資事業の成功に繋がるための手助けとなることを期待します。

国際協力機構
資金協力支援部
調達監理課

¹ このハンドブックでは、「借入人」という言葉を事業実施機関に対しても使っています。

コンサルタントガイドライン及び調達ガイドラインの条項は、枠の中に記載しています。二つのガイドラインの条項毎の解説は、枠の下に説明しています。

本「調達ハンドブック」和文版におけるガイドライン訳文仮訳は、あくまでガイドラインについての理解を容易にするためのものであり、ガイドラインの解釈は英文正本に基づき行われます。また、解説部分についても、英文版を基にした仮訳である点、ご了解下さい。